**即戦力の外国人「特定技能」の登録支援機関とは**

新しい、在留資格である「特定技能」の創設は2019年４月、「登録支援機関」というあたらしい制度もスタートしました。「特定技能外国人」受入れスキームの中で非常に重要な役割を担う機関といえます。

[この写真](https://worldgeo.pressbooks.com/chapter/east-and-southeast-asia/) の作成者 不明な作成者 は [CC BY-SA-NC](https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/) のライセンスを許諾されています

改正入管法では、『1号特定技能外国人』を受入れる企業に対して、外国人の日常生活上、職業生活または社会生活上等の総合的な支援を行うことを求めています。

1号特定技能外国人に対しての総合的な支援を適切に行うことができる企業でなければ、「1号特定技能外国人」をうけいれることはむつかしいといえます。

そうはいっても総合的な支援体制を1企業が整備するには、相当なコストと労力が必要となるでしょう。それを理由に「1号特定技能外国人」の受入れを断念せざるを得ないということでは、せっかく創設された「特定技能」という新しい制度が使われづらい制度になってしまいます。

そこで、1号特定技能外国人への支援業務は、必ずしも受入れ機関自身が行うことに限定されず、新たに創設された「登録支援機関」へ外部委託することが、可能な仕組みが取られました。

　「登録支援機関」とは、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の実施を行うために新たに発足する機関であり、登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。

登録の期間は5年間で、更新が必要です。

それでは登録支援機関は、1号特定技能外国人に対して、どのような支援を行う

必要があるのか、をご説明していきたいと思います。

その後、技能実習と特定技能の違い、についてもお伝えしたいと思います。

（「特定技能」外国人雇用準備講座より参照）